

## 不担保期間について

### ◆保険の対象とならない期間をご確認ください。

- トラブルの種類や原因の発生時点により、保険金のお支払い対象とはならない場合があります。  
なお、**特定偶発事故については、待機期間の適用はありません。**
- 待機期間は責任開始日より**3カ月間**、特定原因不担保期間は責任開始日より**1年間**となります。  
※待機期間中・特定原因不担保期間中にトラブルの原因が発生した場合は、保険金のお支払対象とはなりませんので、ご注意ください。
- 保険契約が終了または中断された場合、**不担保期間を引き継ぐことはできません。**  
**再加入時**は、新たに**不担保期間が適用**されますので、ご注意ください。

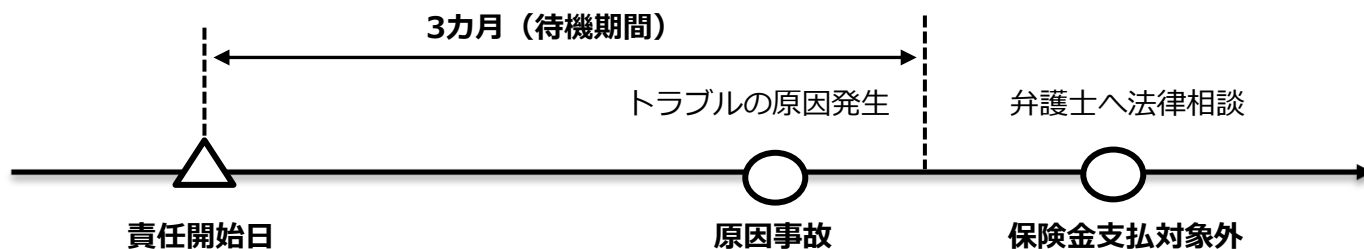
原因の発生時点 \ トラブル種類	特定偶発事故	一般事件
保険ご加入 (責任開始日) より以前	× お支払いできません	× お支払いできません
待機期間中 (責任開始日から <u>3カ月間</u> )	○	× お支払いできません
特定原因不担保期間中 (責任開始日から <u>1年間</u> )	— 該当はありません	× お支払いできません

- 保険加入前にトラブルの原因が発生している場合は、保険金のお支払対象とはなりません。



## ◆待機期間

- 待機期間（責任開始日から3カ月間）にトラブルの原因が発生している場合は、保険金のお支払対象とはなりません。



## ◆特定原因不担保期間

- 責任開始日から1年間に、下記に該当するトラブルの原因（特定原因）が発生した場合は、保険金のお支払い対象とはなりませんので、ご注意ください。

特定原因	内容	参考例
リスク取引に係る事件	金銭の貸し借り、金融商品または商品先物取引等に係る事件など	返済期限を過ぎても貸したお金が返ってこない。
相続に係る事件	遺産分割等の相続に係る事件	遺産分割の割合について、相続人間で意見の相違がある。
離婚に係る事件	離婚の成否、財産分与、親権、養育費等離婚に付随する事件	離婚するにあたって親権を請求したい。
親族関係に係る事件	離婚以外の親族法上の法律関係に基づく事件	養子縁組を解消したい。

